

我孫子市オフィス開設等促進補助金

◆補助対象者 **我孫子市内に本社を有しない法人**で次の表の条件を満たすもの

	新規開設型	本社機能移転型
個別要件	市内に新たにオフィスを開設すること	市内の支社等に本社機能の一部または全部を移転すること
	開設時の当該オフィスの常時雇用者が3人以上であること	本社機能の移転に伴い常時雇用者が1人以上増加すること 本社機能移転時の当該オフィスの常時雇用者が3人以上であること
共通要件	申請時に法人設立の日から3年以上経過していること	
	3年以上継続して維持・運営されることが見込まれること	
	本社所在地の市区町村民税を滞納していないこと	

※表内の条件を満たす場合であっても、一部の業種（貸金業、商品先物取引業、連鎖販売取引、風営法関連等）は、補助の対象外です。詳しくは、下記問合せ先までお問合せください。

◆補助額（オフィス開設費＋雇用拡大支援費）

オフィス開設費

補助対象経費（オフィス開設／本社機能を移転するために必要な経費）

- ・オフィス改修費
- ・通信環境整備費
- ・オフィス賃借料（12月相当分）
- ・セキュリティ工事費
- など

× $\frac{1}{2}$ 最大 **300万円**※

※上限金額は、配置される常時雇用者数に応じます。

雇用拡大支援費

オフィス開設日／本社機能移転日の **3か月前から3年後までの**
新規雇用者・移住者※ 1人につき **10万円**

最大 **200万円**

- 新規雇用者：新たに雇用した我孫子市民
- 移住者：オフィス開設、本社機能移転に伴い、我孫子市に移住した既存の常時雇用者

※雇用／移住後1年以上市民であることが条件になります。



長期間に渡って
サポートするうな～

※当補助金制度は、申請期日がありますので、申請を検討されている方は事前にご相談ください。

【問合せ先】我孫子市 環境経済部 企業立地推進課（我孫子市役所 分館 2階）TEL:04-7185-2214

我孫子市 オフィス補助金 検索